

第 31 期

事業報告書

(平成14年4月1日から)
(平成15年3月31日まで)

株式会社 ワユ

営業報告書

(平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで)

I. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、米国経済の減速を背景に、食品業界の不当表示事件や電力業界の原発事故隠蔽事件などに対する企業不信の高まりの中、失業率の悪化により、雇用や所得への不安感から個人消費の回復が見られず、また、年度末に勃発したイラク戦争による世界的な株式市場の低迷等、依然として厳しい状況で推移いたしました。

新車販売業界におきましては、平成14年度の新車登録台数は、軽自動車が前期に対し2万192台減の182万4,748台（前期比1.1%減）と3年連続で減少したものの、軽自動車を除く登録台数は、前期に対し6万3,630台増の404万3,464台（同1.6%増）と2年ぶりに400万台を上回りました。また、平成14年度の外国メーカー車の輸入新車登録台数は、前期に対し、635台増の25万9,319台（前期比0.2%増）となり、日本メーカーの海外生産車を含めた輸入新車登録台数は、前期に対し、6,821台増の27万9,381台（同2.5%増）で推移いたしました。

中古車販売業界におきましては、平成14年度の登録台数は、前期に対し、10万9,582台減の536万1,380台（前期比2.0%減）と厳しい状況が続いております。

このような状況下、当企業グループといたしましては、最重要課題であります「店舗網の拡充」を礎に「仕入コストの低減と仕入時のチェック体制の強化」、「顧客の囲い込み及び定着化」に注力してまいりました。

「店舗網の拡充」といたしましては、平成14年12月に当社の中古車販売拠点としては16店舗目となります「ケーユー東大和営業所（東京都東大和市）」を開設いたしました。また、平成15年2月には、既存店舗であります「ケーユー久喜白岡営業所（埼玉県白岡町）」の展示場を約20%（495.99㎡）増床いたしました。連結子会社であります株式会社シュテルン世田谷におきましては、ダイムラー・クライスラー日本株式会社認定のメルセデス・ベンツ中古車専用拠点として、平成14年8月に「シュテルンあざみ野横浜青葉中古車センター（横浜市青葉区）」、また、平成15年3月には、これまで当社の欧州中古車販売拠点でありました東名横浜インター営業所（東京都町田市）をリニューアルした「シュテルン東名横浜中古車センターインター店」の2店舗を開設いたしました。これにより、メルセデス・ベンツ中古車専用拠点を4店舗といたしました。なお、このリニューアルに伴い、欧州中古車は、これまで取

り扱っておりました米国中古車とともに当社本社営業所内にて取り扱うことといたしました。

「仕入コストの低減と仕入時のチェック体制の強化」といたしましては、消費者からの直接仕入の強化と、お客様に安心してお乗りいただくために、これまで以上に厳格な査定の徹底と、悪質なメーター不正車両の仕入れを防ぐために日本オートオークション協議会の「走行管理システム」による走行距離検索の確認を四輪全車に行っております。

「顧客の囲い込み及び定着化」といたしましては、平成14年9月より、業界でもめずらしい『学割』制度を導入し、学生層の囲い込みと潜在顧客へのアプローチを行ってまいりました。また、前期より推し進めております提携先からの見込み客紹介制度は、自動車教習所25校、15企業、10団体、7大学と提携先及び紹介件数も確実に増加しております。さらに、平成14年1月より導入いたしました当社会員顧客専用コールセンターを設置した24時間365日対応のロードサービス付会員証（ケーユーメンバーズカード）の会員数は、平成15年3月末現在12,084名と順調に増えております。会員からの来電ごとにコールセンターから販売店及び本部に情報が送信されるため、お客様の事故や故障の状況を随時把握ができ、当社サービス工場入庫促進、車両代替等、これまで以上に顧客へのアプローチが可能となり、顧客の定着化に繋げております。

新しい試みといたしましては、平成14年2月に業界初となりましたメーカー系ディーラー（神奈川トヨタ自動車株式会社）との中古車合同フェアに続き、同年4月には、トヨタ自動車株式会社の100%子会社である東京トヨペット株式会社との中古車合同フェアを行いました。両フェアとも同じ展示場内でお互いの会社の在庫車両を売り合うスクランブル販売方式で行えたことにより、当社の商品車の品質が証明されたフェアでもありました。今後もこれからの新しい販売モデルとして検討してまいります。

なお、平成15年3月に子会社の店舗網の拡充と収益基盤ならびに財務体質の強化を図るべく、当企業グループ全体の保有資産健全化の一環として、連結子会社である株式会社シュテルン世田谷に固定資産の売却を行いました。この売却により固定資産売却損1,844百万円を特別損失として計上しております。

以上の結果、当期の業績は、四輪販売台数は18,315台（前期比3.6%増）、売上高は208億42百万円（同0.9%増）となりました。経常利益は13億89百万円（同27.6%増）、当期損失は3億53百万円となりました。

(2) 販売の状況

(単位：千円)

商品別	期別	第 30 期 (平成14年3月期)			第 31 期 (平成15年3月期)			売上高 増減率
		台数	売上高	構成比	台数	売上高	構成比	
四輪車	新車	1,401台	2,619,740	12.7%	1,487台	2,711,598	13.0%	3.5%
	中古車	16,274台	15,275,194	73.9%	16,828台	15,131,120	72.6%	△ 0.9%
	小計	17,675台	17,894,935	86.6%	18,315台	17,842,718	85.6%	△ 0.3%
二輪車	新車	598台	429,781	2.1%	630台	508,489	2.4%	18.3%
	中古車	783台	268,039	1.3%	760台	254,761	1.2%	△ 5.0%
	小計	1,381台	697,820	3.4%	1,390台	763,251	3.6%	9.4%
修理売上高		—	874,342	4.2%	—	911,914	4.4%	4.3%
手数料収入		—	1,196,385	5.8%	—	1,324,872	6.4%	10.7%
合計		—	20,663,484	100.0%	—	20,842,756	100.0%	0.9%

(3) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は、421百万円であり、主なものは次のとおりであります。

① 当期中に完成した主要設備

東大和営業所 事業所及び展示場の増設 99百万円

② 当期継続中の主要設備の新設、拡充

シュテルンあざみ野支店 事業所及び展示場の増設 309百万円

(4) 資金調達の状況

債権（クレジット未収入金）1,891百万円の流動化を行いました。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	第 28 期 (平成12年3月期)	第 29 期 (平成13年3月期)	第 30 期 (平成14年3月期)	第 31 期 (平成15年3月期)
四輪車売上台数	15,811台	17,057台	17,675台	18,315台
二輪車売上台数	1,325台	1,362台	1,381台	1,390台
売 上 高	19,045,542	20,330,394	20,663,484	20,842,756
売 上 総 利 益	3,673,213	4,143,127	4,208,774	4,515,368
営 業 利 益	402,164	695,410	735,863	1,067,740
経 常 利 益	766,629	1,062,841	1,089,019	1,389,402
当期利益又は 当期損失(△)	411,847	522,772	487,373	△ 353,346
1株当たり当期利益又は 1株当たり当期損失(△)	39円11銭	49円64銭	46円28銭	△33円56銭
総 資 産	23,327,570	25,221,827	21,126,796	20,341,920
純資産(株主資本)	18,249,703	18,594,593	18,918,098	18,381,317
1株当たり純資産	1,732円87銭	1,765円62銭	1,796円64銭	1,746円72銭

- (注) 1. 1株当たり当期利益(損失)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、自己株式を資本の控除項目としたことに伴い、第30期より、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して1株当たり当期利益(損失)を算出し、期末の発行済株式総数から自己株式数を控除して1株当たり純資産を算出しております。
2. 第29期の売上高の増加の主な内容は、本社営業所展示場立体化による四輪車売上台数の増加によるものであります。
3. 第31期の状況につきましては、前記「(1)営業の経過及び成果」のとおりであります。

(6) 会社が対処すべき課題

自動車販売業界を取り巻く環境は、今後も一層厳しい状況が続くものと予想されます。中古車という商品は一物一価であり、それぞれ品質も違います。昨今の企業不信に繋がる不当表示事件などコンプライアンス問題を踏まえ、これまでどおりお客様に対して、偽りのない商品をご提供するために、仕入部門の強化を図り、競争優位な店舗網と収益性の高いコスト構造を追求してまいります。また、消費者の動向を見据え、お客様の探している車が一定の品質を満たし、欲しい時により安くご提供でき、あわせて利益確保できるよう、売上の確保と収益力の向上に注力してまいります。

株主の皆様におかれましても、より一層のご理解ならびにご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

II. 会 社 の 概 況 (平成15年 3 月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当社は、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を主要営業地域として、四輪自動車及び二輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付帯する事業を展開しております。

(2) 主要な事業所

名 称	所 在 地	事 業 内 容
本 社	東 京 都 町 田 市	本社部門・四輪車販売・修理
鶴 川 営 業 所	東 京 都 町 田 市	四 輪 車 販 売 ・ 修 理
インポートカーケユー東名横浜店	東 京 都 町 田 市	四 輪 車 販 売 ・ 修 理
八 王 子 営 業 所	東 京 都 八 王 子 市	四 輪 車 販 売 ・ 修 理
多 摩 営 業 所	東 京 都 八 王 子 市	四 輪 車 販 売
東 大 和 営 業 所	東 京 都 東 大 和 市	四 輪 車 販 売 ・ 修 理
相 模 原 営 業 所	神 奈 川 県 相 模 原 市	四 輪 車 販 売
相 模 原 西 営 業 所	神 奈 川 県 相 模 原 市	四 輪 車 販 売
厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市	四 輪 車 販 売
横 須 賀 営 業 所	神 奈 川 県 横 須 賀 市	四 輪 車 販 売 ・ 修 理
秦 野 営 業 所	神 奈 川 県 秦 野 市	四 輪 車 販 売 ・ 修 理
戸 塚 営 業 所	横 浜 市 戸 塚 区	四 輪 車 販 売 ・ 修 理
千 葉 営 業 所	千 葉 市 中 央 区	四 輪 車 販 売 ・ 修 理
インポートカーケユー千葉店	千 葉 市 中 央 区	四 輪 車 販 売
久 喜 白 岡 営 業 所	埼 玉 県 白 岡 町	四 輪 車 販 売 ・ 修 理
南大谷 P D I センター	東 京 都 町 田 市	四 輪 車 両 集 配 所
ライダーズショップケユー相模原店	神 奈 川 県 相 模 原 市	二 輪 車 販 売 ・ 修 理
カ ー セ ブ ン 町 田 店	東 京 都 町 田 市	四 輪 車 販 売 ・ 買 取
カ ー セ ブ ン 環 八 田 園 調 布 店	東 京 都 世 田 谷 区	四 輪 車 販 売 ・ 買 取
カ ー セ ブ ン 鶴 野 森 店	神 奈 川 県 相 模 原 市	四 輪 車 販 売 ・ 買 取
カ ー セ ブ ン 港 南 台 店	横 浜 市 港 南 区	四 輪 車 販 売 ・ 買 取
カ ー セ ブ ン 平 塚 店	神 奈 川 県 平 塚 市	四 輪 車 販 売 ・ 買 取

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数

40,000,000株

② 発行済株式総数・資本金・株主数

区 分	前 期 末 現 在	当 期 中 の 増 減	当 期 末 現 在
発行済株式総数	10,531,506株	—	10,531,506株
資 本 金	5,666,631千円	—	5,666,631千円
株 主 数	2,161名	△90名	2,071名

③ 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
有 限 会 社 ヤ マ サ ン	2,096,022株	19.9%	—株	—%
有 限 会 社 ラ グ ナ	736,600株	7.0%	—株	—%
エムエルピーエフエスカ ストディー	717,000株	6.8%	—株	—%
株式会社損害保険ジャパン	525,800株	5.0%	—株	—%
有 限 会 社 ダ ッ ト	522,522株	5.0%	—株	—%
井 上 盛 行	516,514株	4.9%	—株	—%
東京海上火災保険株式会社	515,800株	4.9%	—株	—%
株式会社ジャックス	500,050株	4.8%	754,000株	0.5%
株式会社イーエーシー	489,200株	4.7%	—株	—%
日本興亜損害保険株式会社	345,120株	3.3%	—株	—%

(4) 自己株式の取得、処分及び保有

① 取得株式

商法第210条の規定に基づく取得

普通株式 5,400株

取得価額の総額 3,768千円

単元未満株式の買取りによる取得

普通株式 1,021株

取得価額の総額 712千円

② 処分株式

普通株式 一株

処分価額の総額 一千円

③ 決算期における保有株式

普通株式 8,190株

(5) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 性	238名	5名	31.4才	6.6年
女 性	28名	△3名	25.6才	3.8年
合計または平均	266名	2名	30.8才	6.3年

(注) 従業員数には、子会社出向社員129名を含んでおりません。

(6) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

当社の子会社は下記の2社であり、全て連結子会社であります。

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東名横浜クライスラー株式会社	30,000千円	100.0%	クライスラー・ジープ車の販売・修理業
株式会社シュテルン世田谷	355,000千円	100.0%	メルセデス・ベンツ車の販売・修理業

② 企業結合の成果

当年度の連結業績の概要は次のとおりであります。

区 分	年 度	平成13年度	平成14年度	増 減 率
		(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)	(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)	
売 上 高		30,787,887千円	32,306,807千円	4.9%
経 常 利 益		1,605,483千円	1,892,194千円	17.9%
当期純利益又は 当期純損失(△)		790,585千円	△108,787千円	—

(7) 主要な借入先

特に記載すべき事項はありません。

(8) 取締役及び監査役

役 職 名	氏 名	担当または主な職業
取締役会長兼社長 (代表取締役)	井 上 恵 博	営 業 本 部 長
常 務 取 締 役	今 関 諭 志	営業副本部長兼経理部長 兼 経 営 企 画 室 長
常 務 取 締 役	井 上 久 尚	営業副本部長兼技術部長
取 締 役	井 上 勇	営 業 副 本 部 長
取 締 役	相 澤 賢 二	株式会社ホンダクリオ 新 神 奈 川 代 表 取 締 役
常 勤 監 査 役	矢 部 廸 男	—
監 査 役	細 野 泰 司	—
監 査 役	細 野 保	—
監 査 役	山 本 昭 彦	—

- (注) 1. 取締役相澤賢二氏は、商法第188条第2項第7号の2に定める社外取締役にあります。
2. 監査役細野泰司、細野保及び山本昭彦の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 井上久尚及び相澤賢二の両氏は、平成14年6月27日開催の第30期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 上記株主総会終了後の取締役会の決議により、井上久尚氏は常務取締役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役藤原敏雄及び上西章弘の両氏は、平成14年6月27日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(9) 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

- ① 発行した新株予約権の数
3,350個（新株予約権1個につき100株）
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 335,000株
- ③ 新株予約権の発行価額
無償
- ④ 権利行使時の1株当たり払込金額
834円
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間
平成16年7月1日から平成21年6月30日まで

⑥ 行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。
2. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、4.に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
4. この他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑦ 消却の事由と条件

1. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
2. 新株予約権者が権利行使をする前に、⑥1.に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

⑧ 有利な条件の内容

当社及び当社子会社の取締役及び執行役員ならびに従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを狙いとして、ストック・オプションの目的で当社及び当社子会社の取締役及び執行役員ならびに従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

⑨ 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数 当社取締役

氏名	新株予約権の数
井上 恵博	500個
今関 諭志	300個
井上 久尚	300個
井上 勇	200個

当社執行役員

氏 名	新株予約権の数
酒 井 速 可	200個

当社子会社（株式会社シュテルン世田谷）取締役

氏 名	新株予約権の数
上 西 章 弘	200個

当社子会社（東名横浜クライスラー株式会社）取締役

氏 名	新株予約権の数
藤 原 敏 雄	200個

当社及び当社子会社従業員

氏 名	新株予約権の数
富 永 龍 文	70個
姫 野 弘 繁	60個
石 坂 三 郎	60個
尹 喜 重	60個
橋 本 雅 之	60個
加 藤 幸 二	50個
高 木 清	50個
赤 間 徹	40個
吉 成 信	40個
吉 田 康 教	40個

Ⅲ. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特に記載すべき事項はありません。

~~~~~  
(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                      | 負 債 の 部           |                     |
|-----------------|----------------------|-------------------|---------------------|
| 科 目             | 金 額                  | 科 目               | 金 額                 |
| <b>〔流動資産〕</b>   | <b>〔 8,948,968〕</b>  | <b>〔流動負債〕</b>     | <b>〔 1,430,952〕</b> |
| 現金及び預金          | 1,457,476            | 支払手形              | 74,314              |
| 受取手形            | 340,996              | 買掛金               | 584,819             |
| 売掛金             | 591,344              | 未払金               | 88,059              |
| クレジット未入金        | 3,541,434            | 未払法人税等            | 26,437              |
| 有価証券            | 64,240               | 未払消費税等            | 32,450              |
| 商物品             | 2,305,280            | 未払費用              | 72,168              |
| 原材料             | 28,781               | 前受金               | 180,964             |
| 仕掛品             | 15,537               | 預り金               | 123,462             |
| 貯蔵品             | 16,653               | 前受収益              | 19,148              |
| 前払費用            | 60,905               | 賞与引当金             | 150,000             |
| 繰延税金資産          | 268,816              | その他流動負債           | 79,126              |
| その他流動資産         | 264,302              | <b>〔固定負債〕</b>     | <b>〔 529,649〕</b>   |
| 貸倒引当金           | △ 6,800              | 退職給付引当金           | 119,319             |
| <b>〔固定資産〕</b>   | <b>〔 11,392,952〕</b> | 役員退職慰勞引当金         | 354,950             |
| <b>(有形固定資産)</b> | <b>( 9,200,289)</b>  | 受入保証金             | 55,380              |
| 建物              | 1,517,796            | <b>負債合計</b>       | <b>1,960,602</b>    |
| 構築物             | 432,160              | <b>資 本 の 部</b>    |                     |
| 機械装置            | 66,518               | <b>〔資本金〕</b>      | <b>〔 5,666,631〕</b> |
| 車両運搬具           | 8,655                | <b>〔資本剰余金〕</b>    | <b>〔 5,784,568〕</b> |
| 工具・器具・備品        | 68,242               | 資本準備金             | 5,784,568           |
| 土地              | 6,797,671            | <b>〔利益剰余金〕</b>    | <b>〔 6,886,683〕</b> |
| 建設仮勘定           | 309,245              | 利益準備金             | 193,690             |
| <b>(無形固定資産)</b> | <b>( 43,693)</b>     | 任意積立金             | 40,500              |
| 電話加入権           | 15,121               | 配当平均積立金           | 2,000               |
| ソフトウェア          | 28,571               | 別途積立金             | 38,500              |
| <b>(投資等)</b>    | <b>( 2,148,969)</b>  | 当期末処分利益           | 6,652,493           |
| 投資有価証券          | 812,461              | (うち当期損失)          | ( 353,346)          |
| 子会社株式           | 421,800              | <b>〔株式等評価差額金〕</b> | <b>〔 49,329〕</b>    |
| 出資金             | 1,120                | その他有価証券評価差額金      | 49                  |
| 長期前払費用          | 2,517                | <b>〔自己株式〕</b>     | <b>,329</b>         |
| 繰延税金資産          | 364,544              | <b>資本合計</b>       | <b>18,381,317</b>   |
| 敷金・保証金          | 537,596              | <b>負債・資本合計</b>    | <b>20,341,920</b>   |
| 保険積立金           | 8,929                |                   |                     |
| <b>資産合計</b>     | <b>20,341,920</b>    |                   |                     |

## 損 益 計 算 書

(平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                        |              | 金          | 額                |
|----------------------------|--------------|------------|------------------|
| 経<br>常<br>損<br>益<br>の<br>部 | 営業収益         |            | 20,842,756       |
|                            | 売上高          |            |                  |
|                            | 営業費用         |            |                  |
|                            | 売上原価         | 16,327,388 |                  |
|                            | 販売費及び一般管理費   | 3,447,627  | 19,775,016       |
|                            | 営業利益         |            | <b>1,067,740</b> |
|                            | 営業外収益        |            |                  |
|                            | 受取利息配当金      | 101,769    |                  |
|                            | 受取地代家賃       | 243,486    |                  |
|                            | 雑収入          | 31,014     | 376,269          |
| 営業外費用                      |              |            |                  |
| 支払利息                       | 3,584        |            |                  |
| 賃貸資産減価償却費                  | 45,939       |            |                  |
| 雑損失                        | 5,083        | 54,607     |                  |
|                            | 経常利益         |            | <b>1,389,402</b> |
| 特別<br>損益<br>の<br>部         | 特別利益         |            |                  |
|                            | 貸倒引当金戻入益     | 4,200      | 4,200            |
|                            | 特別損失         |            |                  |
|                            | 固定資産売却損      | 1,844,407  |                  |
|                            | 固定資産除却損      | 10,089     |                  |
|                            | 投資有価証券評価損    | 132,464    | 1,986,961        |
|                            | 税引前当期損失      |            | <b>593,358</b>   |
|                            | 法人税、住民税及び事業税 | 10,983     |                  |
|                            | 法人税等調整額      | △ 250,995  | △ 240,012        |
|                            | 当期損失         |            | <b>353,346</b>   |
|                            | 前期繰越利益       |            | 7,100,606        |
|                            | 中間配当額        |            | 94,766           |
|                            | 当期未処分利益      |            | <b>6,652,493</b> |

## 注 記 事 項

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
- ② その他有価証券  
時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
移動平均法による原価法

時価のないもの

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商 品  
イ. 新 車  
ロ. 中古車
- ② 原 材 料

個別法による原価法

個別法による低価法

移動平均法による原価法

（会計処理方法の変更）

原材料の評価基準及び評価方法については、従来、先入先出法による原価法を採用しておりましたが、当営業年度より移動平均法による原価法に変更いたしました。

これは、従来、外部に委託していた部品の管理を社内で行うようになったことに伴う新原材料在庫管理システムの導入を契機に計算の合理化を図ったものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

- ③ 仕 掛 品

個別法による原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|          |         |
|----------|---------|
| 建物       | 2年～50年  |
| 構築物      | 3年～40年  |
| 機械装置     | 10年～14年 |
| 車両運搬具    | 2年～5年   |
| 工具・器具・備品 | 3年～20年  |

- ② 無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）による定額法

#### (4) 重要な引当金の計上方法

- ① 貸倒引当金

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を引当計上しております。

- ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の日営業年度から損益計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金（商法第287条ノ2の引当金）

役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。

なお、平成11年7月に役員退職慰労金規程を改定し、改定前の役員は、平成11年6月末現在の役員退職慰労金要支給見込額をもって最終残高としており、平成11年7月以降対応分については引当計上を行っておりません。

(5) その他の重要な会計方針

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

③ 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当営業年度から同会計基準によっております。これによる当営業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当営業年度における貸借対照表の資本の部については、「商法施行規則」（平成14年3月29日法務省令第22号）に基づき作成しております。

④ 1株当たり情報

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2. 貸借対照表関係

(1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 子会社に対する債権・債務

① 短期金銭債権 85,116千円

② 短期金銭債務 34,726千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,891,996千円

(4) 担保に供している資産

建物 358,078千円

土地 4,165,494千円

(5) 偶発債務

子会社（株式会社シュテルン世田谷）の金融機関からの借入金に対する債務保証 350,000千円

(6) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器等については、リース契約により使用しております。

(7) 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21に基づく新株予約権

（平成14年6月27日の定時株主総会にて決議）

新株発行予定数 335,000株

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株 834円

新株予約権を行使することができる期間

平成16年7月1日から平成21年6月30日まで

(8) 1株当たり当期損失

33円56銭

(9) 商法第290条第1項第6号に規定する配当制限額

資産の時価評価により増加した純資産額 49,329千円

3. 損益計算書関係

(1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 子会社との取引高

① 子会社に対する売上高 805,407千円

② 子会社からの仕入高 249,432千円

③ 営業取引以外の取引高 723,362千円



#### 4. 税効果会計

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 流動資産          |                  |
| 賞与引当金         | 53,272千円         |
| 繰越欠損金         | 203,421千円        |
| その他           | 12,278千円         |
| 繰延税金資産（流動）小計  | <u>268,971千円</u> |
| 流動負債          |                  |
| その他有価証券評価差額金  | <u>△155千円</u>    |
| 繰延税金負債（流動）小計  | <u>△155千円</u>    |
| 繰延税金資産（流動）の純額 | <u>268,816千円</u> |
| 固定資産          |                  |
| 役員退職慰労引当金     | 143,754千円        |
| 投資有価証券評価損     | 190,493千円        |
| 退職給付引当金超過額    | 48,324千円         |
| その他           | 15,402千円         |
| 繰延税金資産（固定）小計  | <u>397,975千円</u> |
| 固定負債          |                  |
| その他有価証券評価差額金  | <u>△33,430千円</u> |
| 繰延税金負債（固定）小計  | <u>△33,430千円</u> |
| 繰延税金資産（固定）の純額 | <u>364,544千円</u> |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率42.0%と税効果会計適用後の法人税等の負担率40.4%の差異は、僅少のため記載を省略しております。

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年3月31日 平成15年法律第9号）が公布され、平成16年4月1日以後開始する営業年度において、外形標準課税制度が導入されることとなりました。

これに伴い、平成16年4月1日以後に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当期より前期の42.0%から40.5%に変更しております。

この変更により、繰延税金資産の金額が13,501千円減少し、当期に計上された法人税等調整額（借方）の金額は14,739千円増加しております。

#### 5. 退職給付会計

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、当社と当社の連結子会社2社で構成する適格退職年金制度に加入しております。

なお、当社は、東京自動車サービス厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針33項の例外処理を行う制度であります。同基金の年金資産残高のうち、当社の掛金拠出割合に基づく期末の年金資産残高は741,272千円であります。

- (2) 退職給付債務及びその内訳（平成15年3月31日現在）

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| ① 退職給付債務      | △390,484千円        |
| ② 年金資産        | 229,962千円         |
| ③ 未積立退職給付債務   | △160,521千円        |
| ④ 未認識数理計算上の差異 | 41,201千円          |
| ⑤ 退職給付引当金     | <u>△119,319千円</u> |

|                                        |                  |
|----------------------------------------|------------------|
| (3) 退職給付費用の内訳 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日) |                  |
| ① 勤務費用                                 | 49,563千円         |
| ② 利息費用                                 | 8,357千円          |
| ③ 期待運用収益                               | △3,064千円         |
| ④ 数理計算上の差異の費用処理額                       | 8,244千円          |
| ⑤ 厚生年金基金掛金への掛金拠出額                      | 51,115千円         |
| ⑥ 出向者退職金出向先負担額                         | △13,810千円        |
| ⑦ 退職給付費用                               | <u>100,406千円</u> |

|                                                     |        |
|-----------------------------------------------------|--------|
| (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項<br>(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日) |        |
| ① 退職給付見込額の期間配分方法                                    | 期間定額基準 |
| ② 割引率                                               | 2.5%   |
| ③ 期待運用収益率                                           | 1.5%   |
| ④ 数理計算上の差異の処理年数                                     | 5年     |

## 利 益 処 分

(単位：円)

| 科 目                    | 金 額                  |
|------------------------|----------------------|
| <b>当 期 未 処 分 利 益</b>   | <b>6,652,493,158</b> |
| これを次のとおり処分いたします。       |                      |
| 利 益 配 当 金<br>(1株につき9円) | 94,709,844           |
| <b>次 期 繰 越 利 益</b>     | <b>6,557,783,314</b> |

(注) 平成14年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対して、平成14年12月17日に1株につき9円、総額94,766,643円の間配当を実施しております。

独立監査人の監査報告書

平成15年5月21日

株式会社 ケーユー

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 近藤 安正 ㊞  
関与社員

関与社員 公認会計士 北方 宏樹 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、株式会社ケーユーの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第31期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

株式会社 ケーユー  
取締役社長 井上 恵博 殿

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第31期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しましては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役との会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成15年5月23日

株式会社 ケーユー 監査役会

常勤監査役 矢部 勉 男 ㊟

監査役 細野 泰 司 ㊟

監査役 細野 保 ㊟

監査役 山本 昭彦 ㊟

(注) 監査役 細野泰司、細野保及び山本昭彦は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株 主 メ モ

|                               |                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決 算 期                         | 3月31日                                                                                                                                                             |
| 定 時 株 主 総 会                   | 6月                                                                                                                                                                |
| 基 準 日                         | 3月31日<br>その他必要あるときはあらかじめ公告して定める一定の日                                                                                                                               |
| 配 当 金 受 領<br>株 主 確 定 日        | 3月31日（中間配当を行うときは9月30日）                                                                                                                                            |
| 名義書換代理人                       | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号<br>三菱信託銀行株式会社                                                                                                                                   |
| 同事務取扱場所                       | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号<br>三菱信託銀行株式会社 証券代行部                                                                                                                             |
| 同事務取扱所<br>(郵便物送付先)<br>(お問合せ先) | 〒171-8508 東京都豊島区西池袋一丁目7番7号<br>三菱信託銀行株式会社 証券代行部<br>電話 (03) 5391-1900 (代表)                                                                                          |
| 同 取 次 所<br>公 告 の 方 法          | 三菱信託銀行株式会社 全国各支店<br>東京都において発行する日本経済新聞<br>貸借対照表及び損益計算書掲載のホームページアドレス<br><a href="http://www.keiyu.co.jp/ir/koukoku.html">http://www.keiyu.co.jp/ir/koukoku.html</a> |



**KE//YU**